

[事案 2024-164] 転換契約無効請求

・令和7年5月30日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2024-111] の申立人の子である。

<事案の概要>

募集人の虚偽説明等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年5月に既契約を転換して契約した組立型保険について、以下の理由により、転換を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1) 自分の父の保険が満期になるにあたり、本契約が掛け捨てであることを知らされた。
- (2) 保険会社から、「この案件はクレームになっている。解約請求書を送るので返送するように」との連絡を受け、指示通りに書類にサインをして返送したが、後に、父から、「この案件はクレームになっている」との説明が虚偽であることを知らされた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込手続時、募集人は、申立人および申立人父と面談し、設計書、転換比較表を交付し、募集用携帯端末の画面にて、保障内容等の意向や転換制度について確認を行った。
- (2) 申立人は、契約手続全般について申立人の父に委任しており、解約については、申立人の父から早急に解約請求書を郵送するよう強い申し出を受けたため郵送したものであり、申立人に対し、「この案件はクレームになっている」などと説明した事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人および申立人父に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。